

天皇制と国民国家…近代の天皇制国家とは

北野 誉

久野収の頸教／密教回式

第一回の講座で、いわゆる天皇制の二重構造という問題が提起されました。そこでも言及された、天皇制の二重性を整理した久野収の文章を見てみたいと思います（「日本の超國家主義」「現代日本の思想」岩波新書一九五六年）。明治憲法体制について、そこで久野はこう言っています。

「伊藤（博文）が明治天皇を中心として作りあげた明治の国家こそは、何よりも一個のみごとな芸術作品のモデルだとみなされてよい。」

人為的に作り出された国家が意識的に作り出した作品として天皇制があるという指摘です。統いて、「天皇の国民、天皇の日本」というシステムが、この帝国憲法体制の成立に伴って作りだされていったということを、三つの点に整理します。

第一に天皇は、政治的権力と精神的権威の両方を兼ね備えた存在であること。ヨーロッパの近代国家においては、神の世界と世俗の世界が分離しているというのが基本的な考え方だと思うんですが、日本の場合はそうではない。国民という存在がまず臣民であるということは、たんに天皇制国家の民であるというだけではなくて、天皇教の信者でもある」

とです。一つの宗教的権威として天皇制というものが存在する。その中で、天皇制下における民衆意識の問題としてもそうだし、政治システムの問題としてもそうですが、倫理と権力であるとか、公とか私といった領域、それが非常に融合した形になってしまっている。

これと関連して、天皇の前での万人の平等、一君万民のシステムといふものが、擬制として成立します。もちろんイデオロギー的、理念的にそうであるにすぎないんですけれども、こういうシステムのなかで、人々は建前を生きていた。いずれにせよ、帝国憲法体制のもとでは、絶対的主体としての天皇が指定されていて、国民というものは絶対的な客体であるというのが大前提です。けれども、その中で伊藤博文が意を注いだのは、そうであったとしても、国民という存在が一方的に支配されるだけの被治者として存在しているのではなくて、主体性をもつて国家に関与していくという道筋をどうつけるかということだった。国民の主体性を政治にキヤナライズ（流人）させる方式というものを意図していたんだというわけです。これが二点目です。

それは、一つの政治的システムとしていえば、帝国憲法において規定された翼賛、輔弼です。帝国憲法にこれらは具体的な条文として明記されていましたが、天皇が持っている大権についても、政府、国務大臣の輔弼なりを経ないと実際に行使することができないということになつ

ていた。ここどころに、一般的の国民が社会的エリートとして、上層階

層の中に流入していくコースがつくられた。具体的には、明治の国家体制の初期のいわゆる藩閥政府においては、明治維新に参加した下級武士、出身者を中心とした部分が支配層としてあつたわけですが、それが体制化、制度化されていく中で、帝国大学を卒業し、あるいは高等文官試験の合格者が官僚となっていく。つまり天皇の官僚となるという形で、國民が、その政治制度に参入していくという方式がつくられたというわけです。ちなみに、天皇機関説を主張した美濃部達吉というのは、この高等文官試験の委員という立場にいた人ですね。

ここに続けて、有名な「顯教と密教」という分類が出てきます。顯教というのは天皇の神權主義的な側面を指します。天皇は神聖不可侵であると帝国憲法の条文で規定されているわけですが、それを文字通りの神權主義的な天皇制の在り方として解釈する、これが一般的に説明されている國家のイデオロギーとしての顯教です。それに対して、支配層の間においては、密教が共有されていたということになるわけです。密教というのは、國家法人説的な理解で、つまり天皇は政府によつて制限されている機関説的な天皇である。そういう分類をしました。

それで、顯教というのが通俗的であり、密教というのが高等的であるというのだが、久野の整理になつてゐるわけですが、この二様の解釈の微妙な運営的調和の上に、伊藤のつくつた明治日本の國家が成り立つていていたということになるわけです。

「天皇は、國民にたいする『たてまえ』では、あくまで絶対君主、支配層間の『申しあわせ』としては、立憲君主、すなわち國政の最高機関であつた。小・中学および軍隊では、『たてまえ』としての天皇

が徹底的に教えこまれ、大學および高等文官試験にいたつて、『申しあわせ』としての天皇がはじめて明らかにされ、『たてまえ』で教育された國民大衆が、『申しあわせ』に熟達した帝国大学卒業生たる官僚に指導されるシステムがあみ出された。」

密教というのは上層の解釈にとどまつて、國民大衆を捉えたことは一回もなかつたんだというのが、久野の整理ですね。

三つ目は、今のこの問題とも関わりますが、天皇信仰というのが実は建前化していた。國民もそうだし、官僚層もそうだし、天皇といつたものに對して神聖視するという建前と、實際はそうではないという本音が、現実には表裏一様に使い分けられることになった。その結果、偽善的態度が國民を支配することになった。以上の三点が、伊藤がつくり出した天皇制國家のシステム、その二重性の現実であつたといつた整理を、久野収はしました。

顯教と密教はくついている

この久野収の論議に対しても小田実が、「私と天皇」という文章の中で批判を加えています（『私と天皇・人びとのなかの天皇』ちくま文庫、一九八八年）。小田がここで言つてゐることは、一般的の國民が持つていた顯教的天皇、支配層が持つていた密教的天皇、そういう整理を久野収はしているんだけれども、しかしこの二つはそんなにきれいに分けて考えてみることができるのだろうか、ということです。

か。明治國家をそういう形で天皇機関説なものとして設計した伊藤自身、実は神權主義的な顯教天皇制といったものに呪縛されていく構造みたいなものがあつたのではないか。そして逆に、「大衆もまた、純粹には『顯教』的天皇觀の持主ではなかつたのではないか」というのです。顯教と密教というのは、そんなにきれいにすっぱり分かれるのではなくて、たとえばチューインガムのように、實際の側面では分かち難くついてしまつてゐる、そういうようなものが本質だつたんじゃないかという批判です。

實際、久野の議論というのは、非常にエリート主義的な匂いがするわけですね。官僚層、支配者層の側は、物事を非常によく分かつてゐる。でも大衆はそうじやないつていう、そういうような評価の匂いがする。二重性をもちながら、分かちがたくつついてしまつてゐる密教と顯教の関係という小田実の指摘は説得的です。ただ、一九五六年当時において、久野が天皇制の二重性をはつきりと、こういう分かりやすい形で指摘したという意味はあるだろうとは思います。五〇年代のいわゆる講座派、歴研系と言われる人たちの天皇論は、やっぱり図式的で貧弱なものがあつた。戦前の共産黨のテーマを引き継いだような形の天皇制分析、あるいは分析そのものの不在ですね。それに対して丸山真男とか、いわゆる近代主義、近代政治学の側から、天皇論についていろいろシャープな分析が出て來た。そういう流れに沿つた歴史的な文章として、この久野の文章についても一応、おさえておくべきではないかと思ひます。

戦前の天皇制をどうとらえるか

たとえば、三三一テーマを貫いてゐる思想がきわめて図式的であつたと

いう批判は、よくなされていることです。そこには、先進資本主義国に比べてかなり遅れて明治維新という不徹底な革命が行われた。そこで成立したのは絶対主義国家であるから、民主主義革命から社会主義革命へという二段階革命が日本の革命の性格であるといつた、後進国における「型の革命」戦略から演繹された國家論があるわけですね。一つの經濟的圖式、革命の段階的發展論みたいな圖式のほうから、日本の國家権力、天皇制システムの在り方を規定してゐる。

こういつた問題についての整理を、菅孝行さんが『天皇制——解体の論理』(三一書房、一九七七年)という本の中でしてゐます。そもそも反天連ができる過程においては、天野さんと菅さんが、かなり天皇制についての議論をしてきたわけです。いまこそ天皇制を問題にしなければいけないという強い問題意識に貫かれた本です。反天連は八三年ぐらいから始まつてゐるわけですが、その時期においても、天皇制っていうのは、ものすごく古くさいシステムであり、もう終わつてしまつた過去の問題であつて、今さらとやかく語つたり、まして政治闘争として運動化するみたいなことは信じられないみたいな反応があつたと思ひます。あるいはまったく逆に、現実に天皇制が強化されてゐるというような状況を、かつてのファシズムの再現、軍事的警察的な天皇制国家の復活といったような、非常に暴力的なイメージだけで捉えられたところの天皇制国家に回帰していく動きとして捉える見方も強くあつた。

そうではない。いま現實にある象徴天皇制こそが問題であるということを、菅さんははつきり言つたわけですね。さらに、戦前においても実は、封建遺制、あるいはプロック支配みたいな形で天皇制の性質を捉えていたことが正しいのか。実は戦後同様、戦前においても天皇制は非常

機能した制度だったのではないか。この点を皆さん非常に強調します。そして、戦前の共産主義運動の天皇認識の在り方をこう批判しています。

「具体的には、封建的要素は、どのような形式と内容を以つて近代国家の中に、支配階級の利益に適合的にくりこまれているのかを適確に把握することが必要だつたのである。また、これらの一見旧制度的因素が、決して單なる遺制ではなく、現実の近代的な国民国家の階級独裁に不可欠の、もつとも新しい要素として機能していること[……]」

これは、私たちにとつても非常に重要な指摘だと思うんです。戦前の天皇制といえば、なんとなくイメージしてしまるのは、どうしても暴力的で、軍服を着た、ああいう天皇みたいなものしかイメージできないところがあります。もちろんそういう時代の天皇制の姿も現実にあつたから、そういうふうにイメージをするわけですが、それとはまた違つた形の、今の象徴天皇制につながるような天皇制みたいなものも戦前にはすでにあつた。そういう天皇制の変遷を、時代と合わせて具体的にみていくことが必要だと思います。

私自身は、帝国憲法の実際の運用ということでみれば、立憲君主制であるかのように作られ、またそういう方向に引きつけて運用されてきた

ということは事実であると言えるとは思うんです。ただし、憲法というのはそもそも君主を制限する、君權を制限するものであるというような観点に立つた場合どうだつたのか。

『皇室制度』(岩波新書、一九九三年)という本の中で、鈴木正幸は、「君權の擁護と制限という、一見相矛盾する規定が同時に憲法の精神となつた……立法権については議会により、行政権については政府により、君權は制限されたのであつた」「しかし、ことはそう単純ではない。もう一方に君權の擁護があるからである。君權の擁護とは国民と議会に對してのものであつたが、その実際は、君權擁護の名における、議会に對する政府の権限擁護であった。……君權の擁護とは、その名のもとにおける議会と国民に対する政府権の擁護であつたのである」と書いています。

これ、わりと面白い指摘だと思いました。事實上、政府が天皇を道具として使う、そういうロジックとして君權擁護というのは実はあつたのだ、ということです。この当時、自由民權運動の激發があり、その後布され、戦争の記憶とも結びついて広く受容された歴史像ですね。でも、帝国議会が作られて、そこではいわゆる民党って言われる、反政府党が

最近は、戦前の日本も実は立憲君主制であつたっていう議論が多いですね。これは別に右派がそうであるだけじゃなくて、保阪正康みたいな、ああいう人もそう言つてゐるわけです。こういう言い方は、天皇の戦争責任の問題と非常に深くかかわつてゐる。昭和天皇に戦争責任はなかつたということを弁証するためのロジックですね。なぜなら、天皇は立憲君主であつて、政府が決めたことについて裁可していたにすぎない、戦前の帝国憲法においても、君主無答責であつたんだからという話で、天皇には責任はないということになるからです。

伊藤博文と天皇の対抗

それで、戦前の天皇制のシステムの変遷、そこでの一重構造のありかたを、ごく簡単に見ていただきたいと思います。

さきほど戦前の日本、天皇制国家は非常に暗黒に満ちたものとして描かれていたと言いましたが、それはいわゆる進歩派歴史学者によつて流布され、戦争の記憶とも結びついて広く受容された歴史像ですね。でも、

議会の中でも多数を占める状況があつた。その中で、議会に對して政府が対抗するために天皇制というものを一つの道具として、盾として使つたというんですね。その意味では、立憲君主制と言つても、「国民の代表」である議会が君主を制約するわけではない。政府が君主を制約するにすぎない。

よく言われることですが、帝国憲法のもとでの日本の政府、政治のシステムは非常に多元的に作られていました。天皇、内閣、議会、軍もそうですが、それぞれが独立した権限を有していて、最終的にそれを統一する機関としては天皇しか存在しないという構造があつたんですね。だから実際の適用、運用上においては、「事実上の天皇親政から政党内閣制までを許容しうる強韌性を憲法が持つうことになつたのである」というふうに鈴木は言つています。

「あたらしい皇室像」の演出

ところで、「伊藤博文の憲法理解は、おそらく當時として最高の最も整備された『天皇機関説』であつた」という飛鳥井雅道は、『明治大帝』（筑摩書房、一九八九年、講談社学術文庫、二〇〇二年）という本の中で、この、密教システムの設計者としての伊藤博文に対して、天皇親政に傾斜する明治天皇が対抗していたということを分析しています。でも、それはいわば、明治天皇という「強い君主」だからできたことかもしれません。明治天皇が死んで病弱な大正天皇になると、天皇制のイメージそのものがはつきり変わります。もちろんそれ以前の問題として、日露戦争が総力戦として戦われ、戦後処理をめぐつておきた日比谷焼討事件なんかに見られるような、都市民衆の政治的行動が始まつた。つまり、前々

回の伊藤晃さんの整理を使えば、一九世紀の歴史に適合的だつた天皇制のシステムといったものが、二〇世紀に入る段階で、適合しなくなつたという時代背景がありました。

当時の大正デモクラシーを進めていた人々は、反藩閥政府、閥族打破、憲政擁護といったスローガンを掲げましたが、彼らが求めていた天皇制のあるべき方向性は「君臨すれども親裁しない君主制」であったそうです。基本的にこの当時、こうした君主制を是とする考え方があり、軍部や山県有朋らを除けば、最高政治指導者の中にもかなり共通して認識されていました。「帝室は政治社外のものなり」という福沢諭吉の「帝室論」も、この時期政治指導者層の中でしきりに参照されていました。国内的な大正デモクラシーは、第一次大戦以降の国際情勢と結びついていますし、ロシア革命やドイツ革命などをつうじた、君主制の打倒といふ世界史的な趨勢が、一つの体制的な危機感となつて、天皇制の側にもある見直しを迫つたなどだと思います。

こういった君主制の危機感に對して、たとえば裕仁を洋行させるとか、あるいは国民の皇室、平民的皇太子という演出がされるという、一つの模索がこの時代にありました。これはまさに、象徴天皇制の先取り的性格ということが言えるんぢやないか。この当時創刊された「アサヒグラフ」を見ると、そのあたりの雰囲気が分かつて、とても面白いんです。たとえば、「富士御登山の攝政殿下」という記事。攝政っていうのはつまり裕仁のことですね。富士山で走っている写真なんですよ、裕仁が。その下には弟の秩父宮が、北アルプスの槍ヶ岳に登つている写真が配置されています。非常に若々しい姿の青年皇族というイメージが前面化されています。また、結婚を前にした良子と裕仁の組写真があります。なんか非常に、スターみたいな写真ですね。軍服を着ている写真が一枚

本紙は政治家であるべきなら自然な立場を取らねばなりません

日刊無体



天皇制のありかたは一変することになります。いわゆる「天皇制ファシズム」と言われる時代です。

よく、軍部ファシズムといつて、軍部がすごく突出して日本を戦争に巻き込んで行つたんだという議論があります。あるいは、なんか東條だけが悪いみたいな、天皇も騙されていたとか、そういう話になりがちなんですが、実際はけつしてそうではなかつた。軍部が日本のファシズム体制を引っ張つていつたということは事実だうけれども、それは、あくまでも日本帝国主義総体の戦争体制づくりが要請した政治だと思います。しかしやはり一つの憲法上のシステムとして規定されている、軍の独自な政治勢力としてのありかたがそれを可能にしたという側面もあつた。その当時、右翼革新運動が台頭しているとか、革新官僚が自立化しているとかいうかたちでファッショ化が進行したわけですが、特に軍部は、統帥権を盾にして政治に容喙するという事態を頻繁に起こす。軍隊を動かす統帥権については天皇の大権であつて、政府が関与できないといふ建前があるから、軍が戦争をどんどん進めていく、それを政治が追認していくということです。安部博純は『日本ファシズム研究序説』(未来社)において、日本帝国主義がそれなりのファシズム体制を志向せざるを得なかつた理由の一つとして、三〇年代における一つの国際的な潮流としてのファシズムつていうのがまずあり、日本が侵略反革命戦争を進めていく中でファシズム体制を確立していくたといふことが大前提ですが、国内的な理由の一つとしては、いわゆる國務と統帥の相剋状態、つまり政府と軍部が政治的に統一されていないと、支配層内部の矛盾を解消していくことが必要となり、そのためにファシズム体制が志向されるを得なかつたんだと指摘しています。

ところが、やっぱり一九二〇年代以降、三〇年代にかけて、そういう「天皇制ファンズム」の確立へ

上からのファシズム、下からのファシズムという、有名な整理の仕方

で言えば日本は上からのファシズムと位置づけられます。ドイツ、あるいは典型的にはイタリアのような形での大衆運動を欠いた、上からのファシズムが日本で作られたのはなぜかというと、それは天皇制国家であつたからだ。それが天皇制の持つ強みでもあり、あるいは弱みでもあつた、安部もそういった議論を展開しているのですが、ここにも、そういう天皇制国家の特質によつて、ファシズムの型を作り得たという、天皇制の、時代に対する適合可能性が言えると思います。

もう少し整理しておくと、こういうふうになります。まず、その当時のファシズムへ向かう前夜の状況においては、既成政党といつたものは政権争いをしていて、政権争いの手段として皇室、国体問題を争点化していたし、これに対して右翼革新運動が、体制打破のシンボルとして皇室とか国体とかを掲げる。それまでの大正デモクラシー的なものに代わる、国民統合のシンボルとしての天皇制が期待される。それから、官僚層が政党を相対化し、自立化を図る。そのため、「天皇陛下の官僚」であるということをみずから自覚して、そのために動き出した。軍隊の方も、軍の権威を高めるために、軍が直属しているところの大元帥天皇の権威を高める。つまり、それぞれの政治勢力が、それぞれに天皇制について、その神權的な方向を強化するという流れに向かっていくわけです。そしていわゆる「天皇制ファシズム」が体制として確立してゆく。

とくに軍は、イデオロギー的にも機関説批判を非常に強烈にやります。第一回の講座で詳しく見たところですが、美濃部学説は、帝国憲法の中における神聖不可侵という規定は、イコール君主無答責であることを意味すると解釈します。つまり天皇は國務大臣の輔弼によらない限り大権を行ないえないということであるのだから、神聖不可侵というのではなく、つまり天皇が無答責であるということを示している条文だという。これに

対して軍部筋、これは上杉慎吉の議論もそうなんですけど、神聖不可侵とは文字通りの意味で、神聖であるがゆえに不可侵であるという、そういう理屈を立ててる。

天皇機関説事件によって、前者の見解が公式に否定されていく中で、一九三七年に文部省が「国体の本義」というパンフレットをつくって、二〇万部が学校などに配られます。その第二部第六章が「政治、経済、軍事」となつていて、一九三七段階における憲法の公式理解について書いています。非常に神懸かりの文章で、もう憲法というものは天皇の私法だみたいな、言つてみれば、皇祖皇宗の遺訓が明文化されたものが憲法であつて、それは諸外国における憲法みたいに、一つの政治のシステム、君主を制限するとか、そういうものではないということになつていいんです。

天皇自身は天皇機関説を実は支持していたんだという議論がよくあります。だけど、これも鈴木の分析からすれば、これは憲法が国家最高法規だからそれを尊重していたという話ではない。つまり帝国憲法をつくったのは明治天皇だから尊重していたにすぎない。ただ、それにしても、密教として措定され、大正デモクラシーにおいてそれが拡張されたところの機関説的天皇論は、ここで最小限までに封じこめられてしまつたかのように見えます。

それは結局、「満州事変以降、軍部が台頭し、国政に介入して國家諸機関のあいだに対立が生じて和解しがたくなつたとき、国家意思を統一できるものは天皇しかなかつた」という現実を生み出します。これは帝国憲法の条文からしても、やっぱり最終的にはそういうことにしかならないですね。そこから、いわゆる「聖断」、つまり戦争を終わらせる力を持つているのは、天皇しかありえなかつたという話になります。た

とえば、よく出てくる統帥権干犯の問題、統帥権を楯に軍が政治へ介入していくた、軍部によつて天皇が利用されたんだという話ですが、けれども統帥権を楯にする以上、その統帥権は天皇大權なんですから、最終的に天皇の支持を獲得する必要があるということは、軍にとつても、あるいはそれにブレークをかけようとする政治勢力にとつても、この段階では必須なものであったということになつてゐたと思います。ですから、特に天皇自身、あるいは天皇を取り巻いていた宮中グループ、これらが戦争指導を具体的にどう行なつたのか、彼らが政治的アクターとしてどう主体的に行動していったかといった問題が、個別に検討されなければいけないだろうと思つんです。特に次回の講座につながる意味で言えば、旧来の支配層が解体してゆく中で、戦後天皇制をつくつていこうえで、様々な政治勢力がどのように動いたのか、そこに天皇自身がどう関与したのか、つまり「昭和天皇の終戦史」の問題において、具体的に現われてくる問題にもなるわけですね。そういうものにつながるものとして、この天皇の具体的な行為自身が大きな意味をもつた時代の天皇制のありかたといったものについても、検討する必要があるだらうと思います。

(きたの ほまれ)

